議案第116号

平成28年度さいたま市一般会計補正予算(第4号)

平成28年度さいたま市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ835,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ470,767,591千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年9月7日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	弘	
	り 切	相上削り領	補正額	計 	
15 国庫支出金		79, 526, 340	334, 648	79, 860, 988	
	1 国庫負担金	58, 485, 721	15, 093	58, 500, 814	
	2 国庫補助金	20, 656, 260	319, 555	20, 975, 815	
16 県支出金		19, 123, 860	80, 556	19, 204, 416	
	2 県補助金	3, 015, 792	80, 556	3, 096, 348	
19 繰入金		13, 917, 539	29, 003	13, 946, 542	
	2 基金繰入金	13, 216, 421	29, 003	13, 245, 424	
20 繰越金		239, 197	238, 957	478, 154	
	1 繰越金	239, 197	238, 957	478, 154	
22 市 債		47, 744, 300	152, 000	47, 896, 300	
	1 市 債	47, 744, 300	152, 000	47, 896, 300	
歳 入	合 計	469, 932, 427	835, 164	470, 767, 591	

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計	
2 総務費		43, 408, 778	116, 003	43, 524, 781	
	1 総務管理費	26, 087, 324	116, 003	26, 203, 327	
3 民生費		185, 761, 262	613, 617	186, 374, 879	
	1 社会福祉費	6, 887, 796	22, 591	6, 910, 387	
	2 障害者福祉費	29, 080, 676	133, 028	29, 213, 704	
	3 老人福祉費	17, 014, 998	41, 350	17, 056, 348	
	4 児童福祉費	75, 107, 721	415, 145	75, 522, 866	
	6 介護保険費	11, 615, 891	1, 503	11, 617, 394	
4 衛生費		37, 613, 568	71, 367	37, 684, 935	
	1 保健衛生費	17, 457, 988	71, 367	17, 529, 355	
6 農林水産業費		1, 820, 993	34, 177	1, 855, 170	
	1 農業費	1, 820, 993	34, 177	1, 855, 170	
歳 出	合 計	469, 932, 427	835, 164	470, 767, 591	

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	保養施設管理運営事業	499,079

地 方 債 補 正

変 更 (単位 千円)

<u> </u>								十四 1117
起債の	1	補	正	前	補	Ī	E	後
目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市民保養施設整備事業	287, 300	普 選 登 世 ス 証 券 発 行	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	政府資金につい てはその融資 件により、場合に その他債権もの はそする。ただし、	374, 300			9
児童福祉 施設整備 事業	2, 571, 400		しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における	市財政の都合により据置期間を短び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しはははのまたはははいまた。		(補正前に同		